

六ヶ所都市計画地区計画の決定（六ヶ所村決定）

六ヶ所都市計画地区計画を次のように決定する。

| | | |
|-----------------|---|--|
| 名 称 | 鷹架地区計画 | |
| 位 置 | 六ヶ所村大字鷹架字道ノ下、字内子内、字道ノ上の各一部 | |
| 面 積 | 約 22.1 ha | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | 本地区は「新むつ小川原開発基本計画」における土地利用想定において「研究開発機能展開エリア」の緑地として位置付けられており、周辺の豊かな自然環境との調和を図りつつ、レクリエーション拠点としての機能を充実・強化するとともに、開発の進展に寄与するべく、立地企業のPRや立地企業社員等の福利厚生等の施設立地を誘導することを目標とする。 |
| | 土地利用の方針 | 周辺の豊かな自然環境と調和したレクリエーション拠点及び企業立地促進のための機能用地として土地利用の推進を図る。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺の豊かな自然環境との調和を図りつつ、良好な立地環境の形成を図るため、必要な建築物等の用途の制限及び建築物の形態又は意匠の制限を行う。 |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | <p>下記のいずれかに該当する建築物については建築してはならない。</p> <p>1. 建築基準法別表第2（わ）項に掲げる建築物のうち次の各号に掲げる建築物以外の建築物。</p> <p>①ホテル、旅館</p> <p>②物品販売業を営む店舗、飲食店</p> <p>③幼稚園、小学校、中学校、高等学校</p> <p>④大学、高等専門学校、専修学校等</p> <p>⑤図書館等</p> <p>⑥老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等</p> <p>2. 下記の各号に掲げる建築物。</p> <p>①カラオケボックス等</p> <p>②神社、寺院、教会等</p> <p>③自動車教習所</p> <p>④倉庫業倉庫</p> <p>⑤危険性や環境を悪化させるおそれが多い工業</p> <p>⑥自動車修理工場</p> <p>⑦火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量の内、量がやや多い施設</p> |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 | 建築物の屋根・外壁、若しくは外部に面する柱の色彩は、周辺環境に配慮し、原色の使用を避けるなど周辺と調和した落ち着いた色調とする。 |
| 備考 | 村長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認められたものについては、地区整備計画の全部または一部の適用を除外することができる。 | |